

総会運営規約

(目的)

第 1 条 この規約は、定款第 31 条にしたがって招集される総会の運営に関する規定を定める。

2 法令、定款及び本規約の規定以外の事項で必要な事項はそのつど総会で定めることとする。

(司会者)

第 2 条 司会者は、理事のうちから理事長が指名し、議長が選出されるまでの間及び議事が終了し議長が退任した後の総会日程の終了まで、総会の運営にあたる。

2 監事が招集した総会では、招集した監事が司会を務めるものとする。

3 司会者の任務は、以下の通りとする。

- (1) 総会の開会宣言及び総会が不成立のときは、以後の取り扱い提案
- (2) この規約にもとづく議長の選出
- (3) 議長の紹介
- (4) 総会の閉会宣言

(議長の選任)

第 3 条 総会はすべての議事に先立って、出席した代議員の中から議長を選任する。

2 議長は 2 名以内とする。

3 議長の選出方法は、出席した代議員の無記名投票とする。但し、代議員の多数の賛同が得られた時は、司会者が指名できる。

(議長の任務)

第 4 条 議長は、総会の秩序を維持し、議事を整理し、議事運営を円滑に行うことを職責とする。

(総会議事運営委員会)

第 5 条 議長は、議事の開始にあたり総会の代議員の資格審査及び議事運営を円滑に行うため、議場に諮って理事 1 人及び総会に出席した代議員若干名を任命し総会議事運営委員会を設置する。

2 総会議事運営委員会は議長を補佐し、議事の運営にかかわる事項につき協議、提案を行う。

3 総会議事運営委員会は、議長が総会の終了を宣したとき、議長によって解任される。

(総会議事運営委員会の任務)

第 6 条 総会議事運営委員会は互選により委員長を選出し、次の事項について審議し、委員長は必要事項を総会に発議する。

- (1) 定足数、出席数、欠席数、委任数及び委任状の適否について
- (2) 議事日程の具体的編成、またはその変更の処置
- (3) 議事運営が混乱したときの処置
- (4) その他の総会運営について必要な事項

(総会の成立)

第 7 条 議長は、総会議事運営委員長の報告により、成立要件が満たされていることを認めない限り、議事に入ることができない。

2 出席した代議員が総会の終了前に退席しようとするときは、議事運営委員会にその旨を申し出て許可を受け、出席できない議案につき、議事運営委員会に書面議決書を提出してからでなければ退席できない。

(書記)

第 8 条 議長は、議事の開始にあたって、書記 2 名を指名する。

(議案)

第 9 条 議案とは、総会の意志を決定し、または意志を表示することを目的とするもので、予め文書で示された独立の案件をいう。

2 議案を総会に提出できるものは次の通りとする。

(1) 理事会

(2) 理事会が定めたもの。ただし、総会の開会中緊急の必要により追加議案を提出する場合は、所定の様式をもって文書で議長に提出することができる。

(発言)

第 10 条 代議員は発言しようとするときは、挙手により議長の許可を得た後に自己の所属及び氏名を告げ、発言するものとする。

(動議)

第 11 条 動議とは、代議員が議事の手続きまたは審議上の問題で、総会の議決を求めるため口頭をもって提案することをいう。

2 議長は、提出された動議について、その内容を検討し、または審議の順序を整理する必要があると認めたときは、当該動議を議事運営委員会に付託し、その取り扱いについて同委員会の意見を聴くことができる。

3 議事運営委員会は、前項の付託を受けたときは、速やかに審議の可否、採決の時期および方法等について検討し、議長に報告するものとする。

(修正案)

第 12 条 あらかじめ通知された議案を修正しようとする代議員は、修正案を文書にして総会開催日の 7 日前までに理事長に提出しなければならない。

2 修正案の提出があった場合は、議長はその提出者から総会に対して提案させ、その修正案に出席代議員の 5 分の 1 以上の支持があるときに議題としてとりあげることとする。

(採決)

第 13 条 採決の方法は、拍手、挙手、投票のいずれかとする。

(傍聴)

第 14 条 会員は、総会を傍聴することができる。ただし、会場の都合等で制限されることがある。

(議事録署名)

第 15 条 総会議事録には、議長および理事が署名するものとする。

(規約外事項)

第 16 条 この規約に定めるものの他、必要な事項は総会議事運営委員会において決定する。

(改廃)

第 17 条 この規約の改廃は、総会において行う。

(付則)

第 18 条 この規約は、2026 年 6 月 23 日より実施する。